

議案第35号 小松島市コミュニティ供用施設条例の一部を改正する条例

《改正の趣旨》

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成28年4月1日に施行されることから、施設の利用制限に関する規定を改正するもの。

小松島市コミュニティ供用施設条例（昭和58年小松島市条例第28号）新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>（事業）</p> <p>第2条 小松島市中央会館（以下「会館」という。）においては、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>図書、記録等資料</u>の提供に関すること。</p> <p>(5) 略</p> <p>（供用）</p> <p>第3条 会館は、その設置の目的に照して広く市民の利用に供するものとする。ただし、次の各号の一に該当するときは、利用の承諾を与えないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) <u>感染症疾患又は精神に障害があると認められるとき。</u></p> <p>(3) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) 営利を図る目的で利用するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(5) その他公益上又は管理上適当でないとき。</p> <p>2 会館を利用するときは、あらかじめ小松島市教育委員会（以下「委員会」という。）の承諾を受けなければならない。</p>	<p>（事業）</p> <p>第2条 小松島市中央会館（以下「会館」という。）においては、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>記録等資料</u>の提供に関すること。</p> <p>(5) 略</p> <p>（供用）</p> <p>第3条 会館は、その設置の目的に照して広く市民の利用に供するものとする。ただし、次の各号の一に該当するときは、利用の承諾を与えないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) <u>感染性疾患と認められるとき。</u></p> <p>(3) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) 営利を図る目的で利用するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(5) その他公益上又は管理上適当でないとき。</p> <p>2 会館を利用するときは、あらかじめ小松島市教育委員会（以下「委員会」という。）の承諾を受けなければならない。</p>	<p>改正</p> <p>改正</p>